

# 受付期間は2月16日～3月16日 **確定申告は期間内にお済ませください**

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

平成26年分の確定申告の受付期間は、2月16日(月)から3月16日(月)です。申告書は自分で作成して、早めの提出と納税をお願いします。なお、相談会場や時間は次のとおりです。

## 多久市役所 4階大会議室（東）

市役所では、主に農業申告や医療費控除等の申告相談を受け付けています。複雑な内容（土地売買・株式等）につきましては、佐賀税務署で申告相談してください。

**期間** 2月16日(月)～3月16日(月)  
 （土・日曜日は休みです。ただし、3月1日と3月15日の日曜日は受け付けします。）

**受付時間** 8時30分～16時

**会場直通電話** ☎75-2013

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

## 佐賀税務署（佐賀第二合同庁舎）

還付申告は、1月から佐賀税務署で受け付けています。また、佐賀税務署5階の申告相談会場は2月9日(月)から開設しています。

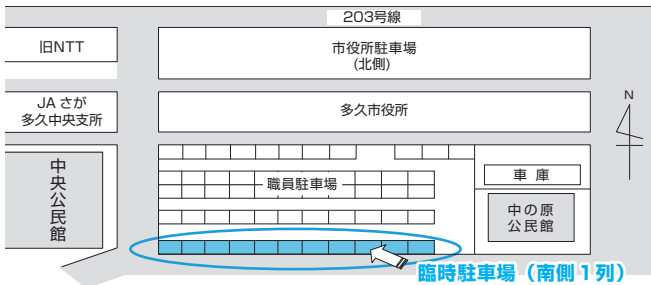
**期間** 2月16日(月)～3月16日(月)  
 （土・日曜日は休みです。ただし、2月22日と3月1日の日曜日は受け付けします。）

**受付時間** 9時～16時

**場所** 佐賀市駅前中央3丁目3-20

■問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-7511

### ●申告来場者専用臨時駐車場のご案内



### 所得税および復興特別所得税・贈与税の申告と納税は3月16日(月)まで

### 個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は3月31日(火)まで

申告書等の作成は、自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) 国税庁 検索

### ◎住宅借入金等特別税額控除の延長および拡充

平成25年度税制改正で、住宅借入金等特別税額控除については、居住年の適用期限を平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長するとともに、このうち、平成26年4月1日から平成29年12月31日までに居住用に供した場合、控除限度額が拡充されることになりました。

個人住民税は平成27年度から適用され、控除期間は10年間になります。

#### 所得税および個人住民税の控除限度額

居住年月日	住宅区分	借入限度額 (所得税)	各年の控除限度額 (所得税)	個人住民税の控除限度額
平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで	一般の住宅	2,000万円	20万円	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)
	認定住宅	3,000万円	30万円	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)
平成26年4月1日から 平成29年12月31日まで	一般の住宅	4,000万円	40万円	所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)
	認定住宅	5,000万円	50万円	所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)

備考1：認定住宅とは、認定長期優良住宅および認定低炭素住宅をいいます。

備考2：平成26年4月1日から平成29年12月31日までの欄の金額は、消費税等の税率が8%または10%である場合の金額です。

### ◎上場株式等の配当・譲渡所得に係る税率の改正

上場株式等の配当・譲渡所得に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は本則税率である20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。

※本則税率20%が適用されるのは、所得税は平成26年分から、住民税は平成27年度からとなります。

※所得税については、平成25年分から平成49年分までは復興特別所得税が併せて徴収されます。

◎所得税および復興特別所得税の確定申告書を作成する際には、「復興特別所得税」の記載漏れにご注意ください！

平成26年分所得税の主な改正点と注意点